

令和4年4月8日
東北地方整備局
福島県

福島県沖を震源とする地震により被災した橋梁の対応について

1. 概要

- 令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により、福島県内の阿武隈川を渡河する橋梁が被災し、地域住民の通勤・通学等にご不便をおかけしている状況です。
- 今般、福島県知事からの要望を受け、早期復旧に向け、以下のとおり対応することとしましたので、お知らせします。

2. 対応方針

- 通行止めが続いている国道399号伊達橋については、復旧に高い技術力を要すること等から、国の権限代行による災害復旧を行います。
- 応急復旧により4月2日に大型車を除き交通開放した、主要地方道浪江国見線伊達崎橋については、国による直轄診断を行います。
- なお、通行止めが続いている桑折町道107号昭和大橋については、福島県の権限代行による災害復旧を実施します※。

※道路法に基づく市町村道の災害復旧事業等の都道府県による代行は、令和3年3月の法改正により新たに可能となったもので、今回が初めての適用となります。

3. 添付資料

- ・橋梁被災位置図、参考

【記者発表先】

福島県政記者クラブ、福島市政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会

<問い合わせ>

(伊達橋、伊達崎橋について)

東北地方整備局 道路部 道路計画第一課 課長 柏 宏樹 (内線4211)
建設専門官 鳴海 芳紀 (内線4212)

代表電話 022-225-2171

(昭和大橋について)

福島県 土木部 道路管理課 課長 佐藤 光彦
直通電話 024-521-7470

福島県(伊達市・桑折町)の阿武隈川を渡河する橋梁の被災状況



伊達崎橋 (主要地方道浪江国見線)
橋長: 303.1m 架設年次: 1961年
主な被災: 伸縮装置破損
対応: 国による直轄診断



道路法 権限代行の根拠法

伊達橋

第十三条（国道の維持、修繕その他の管理）

3 國土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適當であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代つて自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、國土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。

昭和大橋

第十七条（管理の特例）

8 都道府県は、災害が発生した場合において、指定市以外の市町村から要請があり、かつ、当該市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道(当該都道府県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。)について維持(道路の啓閉のために行うものに限る。)又は災害復旧に関する工事を当該市町村に代わつて自ら行うことが適當であると認められるときは、前条並びに第二項及び第三項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。